上川町告示第22号

旭ヶ丘地区マウンテンバイクコース管理業務に係る公募型プロポーザル方式の参加事業者募集についてかきのとおり告示する。

2024年5月15日

上川町長 　西　木　光　英

記

1 貸付契約概要

(1) 事業名　旭ヶ丘地区マウンテンバイクコース管理業務

(2) 発注・契約方式

　企画提案を受けたうえで、事業実施及び貸付契約を一括して行うこととする。契約は業務請負予定者と随意契約（地方自治法施行令第167条の２第1項第2号）によるものとする。

(3) 事業概要

　コースの整備・管理及び貸付物品の管理、これら貸付した物を活用したマウンテンバイクの企画

(4) 事業期間

　契約締結日から令和7年3月31日

(5) 事業個所

 上川町字旭ヶ丘のうち町が指定する箇所

（6）委託料

コース管理に伴う上限額は1,258,400円とする。（消費税相当額を含む）

この上限額を超える提案は受け付けない。

尚、詳細については、旭ヶ丘地区マウンテンバイクコース管理業務公募型プロポーザル実施要領によるものとし、産業経済課に備え付ける。